



上下水道だより

2018 秋号

平成30年11月発行

佐賀市上下水道局

佐賀市若宮三丁目 6 番 60 号

TEL:0952-33-1313/FAX:33-1315



地域の未来に豊かさをつなぐ循環型下水道

平成30年度 全85応募作品



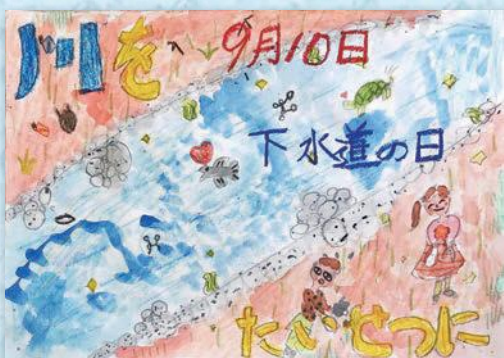
下水道いろいろコンクール
絵画・ポスターの部
優秀作品決定!!

ご応募ありがとうございました!

公益社団法人日本下水道協会と日本水道新聞社では
9月10日の下水道の日にちなみ「下水道いろいろ
コンクール」が開催されています。佐賀市上下水道局
でも市内の小・中学生を対象に夏休みの宿題として
絵画・ポスターの募集を行ないました。

審査の結果、優秀作品が決定しましたので受賞者に
作品に対する思いや下水道についてインタビューを
行ないました。
次のページへ▶▶

平成 30 年度 下水道いろいろコンクール 絵画・ポスターの部 優秀作品



おばあちゃんの家近くを流れる川を思い出しながらかきました。川が大好きで、魚やアメンボなどたくさん生き物が住んでいるので、元気に魚が泳いでいるように描くところをがんばりました。

小学校低学年の部 特選
高木瀬小学校 2年 小野 慧子さん



家の裏に川が流れていて、下水道の日のポスターを描こうと思いました。魚や水草などを描いてきれいな川を表現しました。これからも下水道を大切に使い、きれいな川であってほしいです。

小学校中学年の部 特選
神野小学校 4年 平野 星さん



鯉を描きたいと思っていました。きれいな鯉を表現するために、水の流れや水中もきれいに描けるようにがんばりました。川がきれいになれば、魚たちも元気に泳げるので、下水道の役割はとても大切だと感じました。

小学校高学年の部 特選
高木瀬小学校 5年 船津丸 綾乃さん



川や海で元気に泳ぐ生き物たちをがんばって描きました。これからもきれいな水辺を守るために、下水道を大切にしていきたいです。

小学校高学年の部 特選
久保泉小学校 5年 山口 俊哉さん



最後までマンホールを描くのに苦労しましたが、完成した作品を披露したらみんなに褒められたので嬉しかったです。この作品を通して下水道のことを学び、生活になくはない存在だということを改めて感じました。きれいな海や川を守ってくれている下水道に感謝したいです。

中学生の部 特選
昭栄中学校 2年 江頭 萌末さん



来年もたくさんのご応募をお待ちしています！

上下水道局からのご案内 ①

早期の下水道への接続をお願いします

下水道が使える区域（供用開始区域）では、下水道へ接続することになっています。地域の環境保全のためにも、一日も早い接続にご協力をお願いします。

まだ接続されていないご家庭には、接続推進のため、職員が接続のお願いにお伺いすることがあります。

■水洗便所改造資金の融資あっせんについて（上下水道局の直接貸付けではなく金融機関へのあっせん）

◆融資あっせん限度額

- ・くみ取り式トイレまたは浄化槽 1 か所につき60万円以内
- ・トイレが2 か所以上の場合は2 か所目からトイレ数×30万円加算（限度額200万円）

◆償還額の利子補給

- ・上下水道局があっせんした融資に対して利子補給を行います。融資あっせん額のうち利子補給対象額は、家屋 1 棟につき60万円を限度とします。

※融資の条件等、詳しくは上下水道局業務課までお問い合わせください。

問合せ 業務課 管理二係 ☎ 33-1313

申請はお済みですか？

■共同住宅等の均等割計算

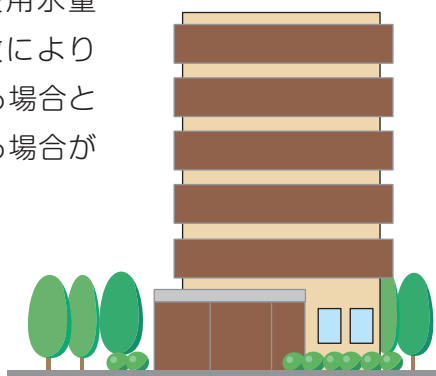
市の水道メーターで検針した水量で一括して料金の算定をしている共同住宅等について、各戸、又は各事業所が均等に使用したものとして料金を計算する制度です。

均等割計算を適用後、入居戸数の変更がある場合は、確実な変更申請をお願いします。

（入居戸数変更 5月・11月受付）

（新規申請 随時受付）

※この均等割計算での料金算定は使用水量及び入居戸数により『有利』になる場合と『不利』になる場合があります。



宅地内漏水の見分け方



メーターで漏水の有無を確認することができます。

ご家庭の蛇口などを全部閉めて、メーターボックス内のふたを開けて見てください。パイロットが回っていれば、宅地内のどこかで漏水している可能性があります。

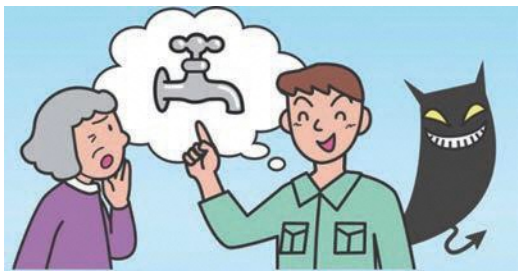
その場合、佐賀市指定給水装置工事事業者（佐賀市指定の水道工事店）で修理（有料）をお願いします。ご存じないときは、佐賀市管工事協同組合（☎32-3100）へお問い合わせください。

問合せ 業務課 管理一係 ☎ 33-1313

問合せ 業務課 管理一係 ☎ 33-1313

上下水道局からのご案内 ②

給水装置・排水設備の工事は指定工事店へ依頼してください



宅地内の給水装置【水道】や排水設備【下水道など】の工事は、上下水道局が指定している指定給水装置工事業業者や排水設備指定工事店でなければならないことになっています。

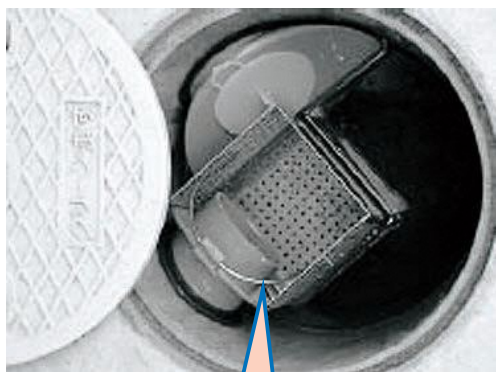
最近、上下水道局の指定工事店以外の工事業業者に施工を依頼し、その後トラブルとなっている事例が発生しております。

水道や下水道などの工事を依頼される場合は、上下水道局の指定工事店であることを確認のうえ依頼してください。

問合せ 業務課 給排水設備係 ☎ 33-1313

家庭用分離ますの掃除をお願いします

分離ます（クリーンます）



下水道は、私たちの生活環境を守る大切な設備です。設備にたまった汚れをそのままにしていると排水管が詰まったり、悪臭が発生することがあります。そのため定期的に清掃をお願いします。

簡単に清掃できるのが屋外にある「分離ます」です。

台所からの排水を受けるこの「ます」にたまった油などを取り除き、水分を除いてから燃えるごみとして廃棄してください。

これで、排水管の詰まりや臭いを防ぐことができます。この作業を月1回程度行うことをお勧めします。（かごが設置されていないご家庭もあります）

かごを外して中のごみを取り除いてください。さらに水面に浮いているラード状の脂分を使い古しの網じゃくし等で取り除いてください（かごのない場合は、脂分とます底にたまっているごみを取り除いてください）。

問合せ

業務課 給排水設備係
☎ 33-1313

※悪質業者へご注意を※

最近「水質が悪い」「下水道が流れなくなる」などと言って、必要のない宅地内点検などを行ない、清掃を勧誘したり、強要して不当な代金を請求するかたり商法の相談が寄せられています。

■被害にあわないために！

- 必要がなければ、はっきり断る。
- 勝手に作業はさせない。
- せかされても、その場で契約をしない。
(ハンコやサインは慎重に)
- 不審に思ったら契約する前に佐賀市消費生活センターか上下水道局へ相談する。

- 市では、給水装置（水道）や排水設備（下水道など）の点検・清掃業務の委託はしておりません。
- 排水設備の清掃は、台所の近くにある分離ます（クリーンます）の清掃を行っていただければ問題ありません。

問合せ

佐賀市消費生活センター ☎ 40-7087
業務課 給排水設備係 ☎ 33-1313

